

令和元年11月20日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 大山 宣 治



戸田市自治基本条例の運用等及び条例の見直しについて（答申）

平成29年12月18日付、戸協第908号において、当委員会に諮問のありました戸田市自治基本条例の運用等及び条例の見直しについて、当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 条例の運用に関すること

戸田市第5次総合振興計画協働会議をはじめ、市民、議会、行政が参加する会議、委員会が開催され、戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）の運用は少しずつではありますが、着実に実行されていると考えます。この協働会議には、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）委員も5名参加しており、会議の中で条例の説明をする機会を得るとともに、条例制定後に初めて開催される協働会議の意義について意見を述べ、会議参加者からは一定の理解を得られたものと考えます。

また、条例の運用に関する調査の一環として「自治基本条例フォーラム」を開催しましたが、その準備の段階から委員を中心とした、市民、議会、行政が協働して、企画や当日の運営等を行うことで、「協働の原則」が実践されたと考えます。

さらに、平成30年度の「自治基本条例フォーラム」開催に当たっては、新たに無作為抽出による参加者募集を実施し、これまで市政に関わる機会が少なかった市民に対しても新たなきっかけを提供することができたと考えます。

一方、「自治基本条例フォーラム」については、参加者数が減少していることなどから、その実施手法などについて改善の余地があり、今後検討する必要があると考えます。

2 条例の普及及び啓発に関すること

条例の普及及び啓発を進めるためには、多くの市民に条例を知ってもらい、その趣旨を理解してもらうことが大切ですが、市民への周知はまだ十分とは言えないのが現状です。条例が制定されたことを市民が実感できる場面が少ないことが原因と考えます。

平成30年度に推進委員会委員で静岡県焼津市の「まちづくり市民集会大ワールドカフェ」を視察しましたが、戸田市における条例の普及及び啓発の在り方について多くの示唆を得ることができました。戸田市においても、このような多種多様な市民が意見を交換し、条例を啓発する機会が必要と考えます。

令和元年度には、委員自らが意見を出し合い、条例に込められた思いなどを反映させたイラストを活用した啓発品を作成しました。市内で行われるイベントにおいて、条例マンガパンフレットとともに配布することで、市内の多種多様な市民に条例の周知が図られたと考えております。今後は、イラストを活用した活動など、様々な手法でのさらなる周知・啓発が必要であると考えます。

条例の基本理念を市民にいかに浸透させるか、引き続き積極的に取り組むべき課題であると考えます。

3 条例の見直しに関すること

推進委員会における審議の結果、「今回、条例の見直しは必要ない」という結論に至りました。

今回の見直しでは、「市民」の定義について議論を重ねましたが、戸田市内に住所を有する「住民」だけではなく、通勤、通学、事業所（法人）など、「市民」を広く定義することで、災害時だけではなく、通常時から様々な人が戸田市をより良くするために活動する必要があるということで、「市民」の定義は現行通りで良いと結論付けられました。

審議の過程において、少数意見ですが、「市民」を広く定義した場合、一部の特殊イデオロギーの集団が市政に介入し、悪影響を与える危険性があるとの意見もありましたが、その危険性は他の法律等で予防できるという意見があり、今回の答申では改正の必要がないという結論に至りました。

なお、条例の見直しに関連して、条例の体系の在り方、推進委員会の在り方については、委員会の中でも様々な意見が出ていることから、今後議論すべき時期に来ており、引き続き検討が必要と考えます。